

327 東京帝国大学教授野村淳治私立中央大学へ出講許可指令
案
〔昭和六年四月二日〕

職第六五号
定決裁
月 日
送 發
四月六日
校 (島田保治) 校 (本間則忠)
合 校
結完
四月六日 庶務課

昭和六年四月二日起案 (本間則忠) ㊟

秘書掛長 (堀越英二) ㊟

庶務課長 (江口重國) ㊟

案

東京帝国大学教授 野村淳治

三月三十日付願中央大学ニ於テ憲法講義 (一週二時間) 応嘱ノ
件許可ス

年月日

総長

東京帝
国大学
職第六五号

(穂積重遠) (竹田熊吉) ㊟

中央大学講義ノ儀ニ付願

(東大6、4、1、庶務) ㊟

私儀来学年中央大学ニ於テ憲法講義 (一週式時間) ノ件御許可
相成度此段相願候也

昭和六年三月三十日

教授 野村淳治 ㊟

東京帝国大学総長 小野塚喜平次殿

〔『検印録』昭和六年上巻、㊟F28〕